

(目的)

第1条 この規則は、学校法人札幌大学役員の報酬に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(役員定義)

第2条 役員とは、学校法人札幌大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）に規定する次に掲げる者とする。

(1) 理事

(2) 監事

(報酬)

第3条 報酬は、寄附行為に規定する常勤理事会を構成する理事及び監事に支給する。

2 理事及び監事の報酬額は、別表1（報酬額基準）のとおりとする。ただし、理事となる札幌大学の学長には、別表1における教職員を本務とする理事の報酬は支給しない。

3 理事となる札幌大学の学長の報酬は、別表2（学長給）のとおりとする。

(支給方法等)

第4条 前条に規定する報酬は、役員に就任した月から退任した月まで支給する。

2 報酬の支給日は、学校法人札幌大学給与規程に準じて取り扱う。

3 月の途中で就任又は退任した場合の報酬は、日割計算により支給する。

(控除)

第5条 報酬から控除されるものは、所得税、住民税、社会保険料及びその他とする。

(費用)

第6条 役員には、学校法人札幌大学出張旅費規程に基づき、役員としての職務の執行に係る旅費を支給する。

2 役員が職務の執行に当たって出張旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

3 非常勤の役員が理事会又は評議員会へ出席する際の出張旅費については、別に定める額を支給する。

(退職慰労金)

第7条 役員が退任したときは、退職慰労金を支給する。

2 退職慰労金の支給については、別に定める。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、あらかじめ評議員会の意見を聴いて、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年12月1日）

この規程は、平成7年12月1日から施行する。

附 則（平成11年11月16日）

この規程は、平成11年11月16日から施行する。

附 則（平成16年4月1日）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月1日）

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成29年5月1日）

この規程は、平成29年5月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和４年４月１日）

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和７年４月１日）

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

別表１（報酬額基準）＜第３条第２項関係＞

役職名		報酬額	その他手当
常勤理事会を構成する 理事	理事長	一般職国家公務員指定 職俸給月額を上回らな い範囲で理事会が定め る。	通勤手当（監事は常勤の 者に限る。）
	業務執行理事		
	業務執行理事のうち教 職員を本務とする理事	月額 65,000円	
監事		一般職国家公務員指定 職俸給月額又はその額 を基礎として算出した 日額を上回らない範囲 で理事長が定める。	

別表２（学長給）＜第３条第３項＞

学長給	
本俸（月額）	その他手当
一般職国家公務員指定職俸給月額 ４号俸	① 期末手当 ② 寒冷地手当 ③ 通勤手当

（付記）

- （１） 一般職国家公務員指定職俸給月額は、当該年度適用の俸給表を準用する。
- （２） その他手当に掲げる手当は、学校法人札幌大学給与規程を準用する。
- （３） 学長給に関する会計処理上の科目区分は、学校法人会計基準第10条及び第19条に準拠し、教員人件費とする。